

付 議 第 1 号

令和9年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項
に関する議案

別紙のとおり、令和9年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者
取扱要項を定めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（24）教育委員会の所管に属する県立学校の入学志願者取扱要項及び入学定員を決定すること。

令和9年度

高知県立特別支援学校
幼稚部・高等部入学志願者

取 扱 要 項

高知県教育委員会

I 高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについて

令和9年度の高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

1 出 願 資 格

障害のある者で、次の事項に該当するものとする。

(1) 幼稚部

令和3年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた者

(2) 高等部

ア 令和9年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者

イ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者

ウ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

エ 高知県立高知江の口特別支援学校国立高知病院分校については国立病院機構高知病院、高知県立高知若草特別支援学校土佐希望の家分校については土佐希望の家医療福祉センターを利用している者又は令和9年4月に利用予定の者で、上記ア、イ、ウのいずれかに該当する者

(3) 高等部専攻科

ア 高知県立盲学校

(ア) 令和9年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者

(イ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者

(ウ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

イ 高知県立高知ろう学校

(ア) 令和9年3月に特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業する見込みの者

(イ) 特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業した者

2 募集学校、学部、定員等

区分	学 校 名	学 部 等		学 年	定 員
視覚障害	高 知 県 立 盲 学 校	幼 稚 部		3歳児～5歳児	3名程度
		高等部	普 通 科	第1学年	8名程度
			保健医療科	第1学年	8名程度
		高等部 専攻科	理 療 科	第1学年	8名程度
聴覚障害	高 知 県 立 高 知 ろ う 学 校	幼 稚 部		3歳児～5歳児	3名程度
		高等部	普 通 科	第1学年	8名程度
			産業技術科	第1学年	8名程度
		高等部 専攻科	産業技術科	第1学年	8名程度
知的障害	高知県立山田特別支援学校	高等部	普 通 科	第1学年	24名程度
	田 野 分 校	高等部	普 通 科	第1学年	8名程度
	高知県立日高特別支援学校	高等部	普 通 科	第1学年	24名程度
	高知みかづき分校	高等部	普 通 科	第1学年	24名
	高知しんほんまち分校	高等部	普 通 科	第1学年	16名
	高知県立中村特別支援学校	高等部	普 通 科	第1学年	24名程度
	高知県立高知若草特別支援学校	高等部	普 通 科	第1学年	16名程度
肢体不自由	子 鹿 園 分 校	高等部	普 通 科	第1学年	8名程度
	土佐希望の家分校	高等部	普 通 科	第1学年	3名
	高知県立中村特別支援学校	高等部	普 通 科	第1学年	8名程度
	高知県立高知江の口特別支援学校 国 立 高 知 病 院 分 校	高等部	普 通 科	第1学年	3名
	高知県立高知江の口特別支援学校	高等部	普 通 科	第1学年	8名程度
病弱	国 立 高 知 病 院 分 校	高等部	普 通 科	第1学年	8名

3 入学区域等

各学校の入学区域等は、次のとおりとする。

区分	学 校 名	所 在 地	入 学 区 域 等
視覚障害	高 知 県 立 盲 学 校	高知市大膳町 6 番 32 号 TEL 088(823)8721	県 内 全 域
聴覚障害	高 知 県 立 高 知 ろ う 学 校	高知市中万々 78 番地 TEL 088(823)1640	県 内 全 域
知的障害	高知県立山田特別支援学校	香美市土佐山田町 山田 1361 番地 TEL 0887(52)2195	室戸市、安芸市、香南市、 香美市、南国市、高知市、 安芸郡、長岡郡、土佐郡
	田 野 分 校	安芸郡田野町 1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
	高知県立日高特別支援学校	高岡郡日高村下分 60 番地 TEL 0889(24)5306	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡
	高知みかづき分校	高知市中万々 88 番地 TEL 088(823)2021	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡、 南国市、香美市、香南市
	高知しんほんまち分校	高知市新本町 2 丁目 13 番 51 号 TEL 088(873)0088	高知市、南国市、香美市、 香南市
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀 3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡
	高知県立高知若草特別支援学校	高知市春野町弘岡下 2980-1 TEL 088(894)5335	県 内 全 域
肢体不自由	子 鹿 園 分 校	高知市若草町 10-26 TEL 088(844)1837	県 内 全 域
	土佐希望の家分校	南国市小籠 105 TEL 088(863)3882	土佐希望の家医療福祉セ ンター利用者又は令和 9 年 4 月に利用予定の者
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀 3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡
	高知県立高知江の口特別支援学校 国 立 高 知 病 院 分 校	高知市朝倉西町 1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は令和 9 年 4 月に 利用予定の者
	高知県立高知江の口特別支援学校	高知市大原町 120 番地 5 TEL 088(802)5577	県 内 全 域
病弱	国 立 高 知 病 院 分 校	高知市朝倉西町 1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は令和 9 年 4 月に 利用予定の者

4 出 願 手 続

(1) 出願期間

令和9年1月18日（月）から1月26日（火）まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校、義務教育学校又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

ア 学校

1校のみ志望することができる。ただし、下表に掲げる入学区域の者が高知みかづき分校又は高知しんほんまち分校を第1志望とする場合、下表のとおり第2志望及び第3志望を出願することができることとする。

入学区域	第1志望校	第2志望出願可能校	第3志望出願可能校
高知市	高知県立日高特別支援学校 高知みかづき分校	高知県立日高特別支援学校本校	—
		高知県立日高特別支援学校 高知しんほんまち分校	高知県立日高特別支援学校本校
			高知県立山田特別支援学校本校
	高知県立日高特別支援学校 高知しんほんまち分校	高知県立日高特別支援学校本校	—
		高知県立山田特別支援学校本校	—
南国市 香美市 香南市	高知県立日高特別支援学校 高知みかづき分校	高知県立山田特別支援学校本校	—
		高知県立日高特別支援学校 高知しんほんまち分校	高知県立山田特別支援学校本校
	高知県立日高特別支援学校 高知しんほんまち分校	高知県立山田特別支援学校本校	—
土佐市 須崎市 土佐郡 吾川郡 高岡郡	高知県立日高特別支援学校 高知みかづき分校	高知県立日高特別支援学校本校	—

イ 学科

1学科のみ志望することができる。ただし、複数の学科を設置する特別支援学校を志望する者は、同一学校の第1志望以外の1学科を第2志望として出願することができることとする。

(4) 必要書類

志願に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

県外から本県の県立特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選 考 検 査

(1) 選考検査日 令和9年2月5日（金）

(2) 選考検査場所 出願先学校

(3) 選考検査内容等

ア 志願者の身体的、心理的諸検査及び面接を行う。なお、高等部については、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。

イ 日高特別支援学校高知みかづき分校については、学力検査、作業・運動能力検査、面接、行動観察を行う。

ウ 必要に応じて保護者面接を実施する。

(4) 追検査

検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって、検査に代えることができる。

追検査を希望する者は、令和9年2月5日（金）検査開始時刻までに、中学校長等を経由して志願先学校長に申し出、承認を得るものとする。実施期日、手続きについては志願先学校の定めによる。

各学校長は、追検査を実施する場合は特別支援教育課に報告する。

6 障 害 の 判 定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合 格 者 の 決 定

(1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。

なお、日高特別支援学校高知みかづき分校の志願者については、上記に加え、同分校の教育課程による学習の適性を判断して選考を行う。

(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

(1) 幼稚部

学校長は、令和9年3月2日（火）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、保護者あて通知をする。

(2) 高等部

学校長は、令和9年3月2日（火）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

(3) 高等部専攻科

学校長は、令和9年3月2日（火）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。

9 出願期間外の取扱い(日高特別支援学校高知みかづき分校以外)

(1) 特別支援学校の幼稚部

随時出願することができる。

(2) 特別支援学校の高等部

特別な理由がある場合、令和9年3月2日（火）から3月15日（月）までに
出願することができる。

なお、日高特別支援学校高知しんほんまち分校については、定員に満たない場合のみ出願でき、4（3）に準じて第2志望を出願できるものとする。

ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び6により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判定された場合の再出願は認めない。

(3) 選考検査

願書受付後、各学校において選考検査日を設定し、選考検査を実施する。

(4) 合格者の決定

合格者の決定については、7の定めに準ずる。

なお、合格者の発表等については、令和9年3月2日（火）以後に学校長が随時行うものとする。

10 日高特別支援学校高知みかづき分校の補欠合格及び再募集の取扱い

(1) 補欠合格

合格者の発表後に、入学辞退者が生じた場合は、補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定するものとする。

ア 補欠合格候補者については、学校長が必要と認めた場合に、合格者の決定と同時に決定し、合格者の発表と同時に関係中学校長等あて通知する。

イ 補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定する場合は、令和9年3月15日（月）に関係中学校長等あて通知し、入学意志を確認のうえ、補欠合格者とする。

(2) 再募集

受検者が定員に達していない場合、又は合格者の発表後に補欠合格者を充ててもなお欠員が生じた場合は、再募集を行う。ただし、6により知的障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判断された場合の出願は認めない。

ア 再募集を行う場合の出願期間

令和9年3月16日（火）から3月17日（水）まで

イ 選考検査日 令和9年3月18日（木）

ウ 合格者の決定及び発表

合格者の決定については、7の定めに準ずる。

なお、合格者の発表等については、令和9年3月23日（火）午前9時に学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知する。

11 その他

(1) 教育相談の実施

県立特別支援学校に出願しようとするものは、出願期間前に志願先の県立特別支援学校の教育相談を受けるものとする。

(2) 学力検査等の得点の口頭による開示の求め

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科別得点及び得点合計、出願期間外の取扱いによる選考検査及び高知みかづき分校再募集の選考検査において実施する学力検査の教科別得点及び得点合計

イ 口頭により開示の求めができる期間

選考検査の別	口頭により開示の求めができる期間
取扱要項5－（1）に示す、令和9年2月5日（金）の選考検査に関するもの	令和9年3月3日（水） 〃 令和9年4月2日（金）
取扱要項9－（3）に示す、出願期間外の取扱いによる選考検査に関するもの	「出願期間外の取扱い」による選考検査の合格発表日の翌日から1か月間とする。
取扱要項10－（2）イに示す、令和9年3月18日（木）の高知みかづき分校再募集の選考検査に関するもの	令和9年3月24日（水） 〃 令和9年4月23日（金）

（注）ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 口頭により開示の求めができる場所と時間帯

出願先特別支援学校（分校に出願した者については、当該分校）
午前9時から午後5時まで

エ 口頭により開示の求めができる者
受検生本人又は受検生の法定代理人

オ 必要書類

(ア) 受検生本人の場合は、各選考検査の受検票

(イ) 法定代理人の場合は、各選考検査の受検票、受検生の法定代理人であることを確認するための書類（戸籍抄本など）及び法定代理人本人であることを確認するための書類（運転免許証など）

(3) その他必要な事項については、志願先学校所定の手続によるものとする。

Ⅱ 高知県立特別支援学校の高等部（訪問教育）への入学志願者の取扱いについて

訪問教育は、障害の種類及び程度が重度・重複等のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な生徒に対し、特別支援学校から教員を派遣し、1回2単位時間を標準とし、週当たりの訪問回数は、個々の生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して、学校長が適切に定めて教育を実施するものである。

1 出 願 資 格

障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、令和9年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの学齢生徒

2 募集学校、学部、定員等

学 校 名	学 部 等	学 年	定 員
高知県立山田特別支援学校 田 野 分 校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知若草特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
土佐希望の家分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知江の口特別支援学校 国 立 高 知 病 院 分 校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立中村特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度

3 入学区域

学 校 名	所 在 地	入 学 区 域
高知県立山田特別支援学校 田 野 分 校	安芸郡田野町 1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
高知県立高知若草特別支援学校 土 佐 希 望 の 家 分 校	南国市小籠 105 TEL 088(863)3882	香南市、香美市、南国市、 長岡郡、土佐郡
高知県立高知若草特別支援学校	高知市春野町弘岡下 2980-1 TEL 088(894)5335	高知市、土佐市、須崎市、 吾川郡、高岡郡（四万十 町を除く）
高知県立高知江の口特別支援学校 国 立 高 知 病 院 分 校	高知市朝倉西町 1-2-25 TEL 088(843)1819	高知市
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀 3091 番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四 万十市、四万十町、幡多 郡

※ 医療機関等に入院している対象生徒については、地域性や指導の継続性等を踏まえ、必要に応じて特別支援学校間で調整を図る。

4 出 願 手 続

(1) 出願期間

令和9年1月18日（月）から1月26日（火）まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校又は義務教育学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

2の特別支援学校のうち1校とする。

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

令和9年4月1日以降、高知県内に居住予定で県外から本県の県立特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選 考 検 査

(1) 選考検査日 令和9年2月5日（金）

(2) 選考検査場所 出願先学校又は学校長が認めるところ

(3) 選考検査内容等

ア 志願者の身体的、心理的諸検査及び面接を行う。なお、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。

イ 必要に応じて保護者面接を実施する。

6 障 害 の 判 定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合 格 者 の 決 定

(1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。

(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

学校長は、令和9年3月2日（火）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

9 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

この要項に定めるもののほか、特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱いに関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

付則

この取扱要項は、令和8年 月 日から施行する。

令和9年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項 新旧対照表

新（令和9年度）	旧（令和8年度）
I 高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについて <u>令和9年度の高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについて</u> では、この要項の定めるところによる。 1 出 願 資 格 障害のある者で、次の事項に該当するものとする。 (1) 幼稚部 <u>令和3年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた者</u> (2) 高等部 ア <u>令和9年3月</u>に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者 イ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者 ウ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 エ 高知県立高知江の口特別支援学校国立高知病院分校については国立病院機構高知病院、高知県立高知若草特別支援学校土佐希望の家分校については、土佐希望の家医療福祉センターを利用している者又は<u>令和9年4月</u>に利用予定の者で、上記ア、イ、ウのいずれかに該当する者 (3) 高等部専攻科 ア 高知県立盲学校 (ア) <u>令和9年3月</u>に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者 (イ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者 (ウ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があ	I 高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについて <u>令和8年度の高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについて</u> では、この要項の定めるところによる。 1 出 願 資 格 障害のある者で、次の事項に該当するものとする。 (1) 幼稚部 <u>令和2年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた者</u> (2) 高等部 ア <u>令和8年3月</u>に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者 イ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者 ウ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 エ 高知県立高知江の口特別支援学校国立高知病院分校については国立病院機構高知病院、高知県立高知若草特別支援学校土佐希望の家分校については、土佐希望の家医療福祉センターを利用している者又は<u>令和8年4月</u>に利用予定の者で、上記ア、イ、ウのいずれかに該当する者 (3) 高等部専攻科 ア 高知県立盲学校 (ア) <u>令和8年3月</u>に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者 (イ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者 (ウ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があ

ると認められる者 イ 高知県立高知ろう学校 (ア) <u>令和9年3月</u>に特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業する見込みの者 (イ) 特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業した者	ると認められる者 イ 高知県立高知ろう学校 (ア) <u>令和8年3月</u>に特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業する見込みの者 (イ) 特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業した者
---	---

2 募集学校、学部、定員等

区分	学 校 名		学 部 等		学 年	定 員
視覚 障害	高知県立盲学校		幼 稚 部		3歳児～5歳児	3名程度
			高等部	普 通 科	第1学年	8名程度
				保健医療科	第1学年	8名程度
			高等部 専攻科	理 療 科	第1学年	8名程度
聴覚 障害	高知県立高知ろう学校		幼 稚 部		3歳児～5歳児	3名程度
			高等部	普 通 科	第1学年	8名程度
				産業技術科	第1学年	8名程度
			高等部 専攻科	産業技術科	第1学年	8名程度
知的 障害	高知県立山田特別支援学校		高等部	普 通 科	第1学年	24名程度
		田野分校	高等部	普 通 科	第1学年	8名程度
	高知県立日高特別支援学校		高等部	普 通 科	第1学年	24名程度
		高知みかづき分校	高等部	普 通 科	第1学年	24名
		高知しんぼんまち分校	高等部	普 通 科	第1学年	16名
	高知県立中村特別支援学校		高等部	普 通 科	第1学年	24名程度
肢 体 不自由	高知県立高知若草特別支援学校		高等部	普 通 科	第1学年	16名程度
		子鹿園分校	高等部	普 通 科	第1学年	8名程度
		土佐希望の家分校	高等部	普 通 科	第1学年	3名
	高知県立中村特別支援学校		高等部	普 通 科	第1学年	8名程度
	高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校		高等部	普 通 科	第1学年	3名
病 弱	高知県立高知江の口特別支援学校		高等部	普 通 科	第1学年	8名程度
		国立高知病院分校	高等部	普 通 科	第1学年	8名

2 募集学校、学部、定員等

区分	学 校 名		学 部 等		学 年	定 員
視覚 障害	高知県立盲学校		幼 稚 部		3歳児～5歳児	3名程度
			高等部	普 通 科	第1学年	8名程度
				保健医療科	第1学年	8名程度
			高等部 専攻科	理 療 科	第1学年	8名程度
聴覚 障害	高知県立高知ろう学校		幼 稚 部		3歳児～5歳児	3名程度
			高等部	普 通 科	第1学年	8名程度
				産業技術科	第1学年	8名程度
			高等部 専攻科	産業技術科	第1学年	8名程度
知的 障害	高知県立山田特別支援学校		高等部	普 通 科	第1学年	24名程度
		田野分校	高等部	普 通 科	第1学年	8名程度
	高知県立日高特別支援学校		高等部	普 通 科	第1学年	24名程度
		高知みかづき分校	高等部	普 通 科	第1学年	24名
		高知しんぼんまち分校	高等部	普 通 科	第1学年	16名
	高知県立中村特別支援学校		高等部	普 通 科	第1学年	24名程度
肢 体 不自由	高知県立高知若草特別支援学校		高等部	普 通 科	第1学年	16名程度
		子鹿園分校	高等部	普 通 科	第1学年	8名程度
		土佐希望の家分校	高等部	普 通 科	第1学年	3名
	高知県立中村特別支援学校		高等部	普 通 科	第1学年	8名程度
	高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校		高等部	普 通 科	第1学年	3名
病 弱	高知県立高知江の口特別支援学校		高等部	普 通 科	第1学年	8名程度
		国立高知病院分校	高等部	普 通 科	第1学年	8名

3 入学区域等

各学校の入学区域等は、次のとおりとする。

区 分	学 校 名	所 在 地	入 学 区 域 等
視覚障害	高知県立盲学校	高知市大膳町6番32号 TEL 088(823)8721	県 内 全 域
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	高知市中万々78番地 TEL 088(823)1640	県 内 全 域
知的障害	高知県立山田特別支援学校	香美市土佐山田町 山田1361番地 TEL 0887(52)2195	室戸市、安芸市、香南市、 香美市、南国市、高知市、 安芸郡、長岡郡、土佐郡
	田野分校	安芸郡田野町1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
	高知県立日高特別支援学校	高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889(24)5306	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡
	高知みかづき分校	高知市中万々88番地 TEL 088(823)2021	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡、 南国市、香美市、香南市
	高知しんぼんまち分校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088(873)0088	高知市、南国市、香美市、 香南市
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡
	高知県立高知若草特別支援学校	高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088(894)5335	県 内 全 域
肢体不自由	子鹿園分校	高知市若草町10-26 TEL 088(844)1837	県 内 全 域
	土佐希望の家分校	南国市小籠105 TEL 088(863)3882	土佐希望の家医療福祉セ ンター利用者又は令和9 年4月に利用予定の者
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡
	高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は令和9年4月に 利用予定の者
	高知県立高知江の口特別支援学校	高知市大原町120番地5 TEL 088(802)5577	県 内 全 域
病弱	国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は令和9年4月に 利用予定の者

3 入学区域等

各学校の入学区域等は、次のとおりとする。

区 分	学 校 名	所 在 地	入 学 区 域 等
視覚障害	高知県立盲学校	高知市大膳町6番32号 TEL 088(823)8721	県 内 全 域
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	高知市中万々78番地 TEL 088(823)1640	県 内 全 域
知的障害	高知県立山田特別支援学校	香美市土佐山田町 山田1361番地 TEL 0887(52)2195	室戸市、安芸市、香南市、 香美市、南国市、高知市、 安芸郡、長岡郡、土佐郡
	田野分校	安芸郡田野町1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
	高知県立日高特別支援学校	高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889(24)5306	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡
	高知みかづき分校	高知市中万々88番地 TEL 088(823)2021	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡、 南国市、香美市、香南市
	高知しんぼんまち分校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088(873)0088	高知市、南国市、香美市、 香南市
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡
	高知県立高知若草特別支援学校	高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088(894)5335	県 内 全 域
肢体不自由	子鹿園分校	高知市若草町10-26 TEL 088(844)1837	県 内 全 域
	土佐希望の家分校	南国市小籠105 TEL 088(863)3882	土佐希望の家医療福祉セ ンター利用者又は令和8 年4月に利用予定の者
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡
	高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は令和8年4月に 利用予定の者
	高知県立高知江の口特別支援学校	高知市大原町120番地5 TEL 088(802)5577	県 内 全 域
病弱	国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は令和8年4月に 利用予定の者

4 出 願 手 続

(1) 出願期間

令和9年1月18 日（月）から1月26日（火）まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校、義務教育学校又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

ア 学校

1校のみ志望することができる。ただし、下表に掲げる入学区域の者が高知みかづき分校又は高知しんほんまち分校を第1志望とする場合、下表のとおり第2志望及び第3志望を出願することができることとする。

入学区域	第1志望校	第2志望出願可能校	第3志望出願可能校
高知市	高知県立日高特別支援学校 高知みかづき分校	高知県立日高特別支援学校本校	—
		高知県立日高特別支援学校	高知県立日高特別支援学校本校
		高知しんほんまち分校	高知県立山田特別支援学校本校
	高知県立日高特別支援学校 高知しんほんまち分校	高知県立日高特別支援学校本校	—
南国市、香美市、 香南市	高知県立日高特別支援学校 高知みかづき分校	高知県立山田特別支援学校本校	—
		高知県立日高特別支援学校	高知県立山田特別支援学校本校
		高知しんほんまち分校	—
	高知県立日高特別支援学校 高知しんほんまち分校	高知県立山田特別支援学校本校	—
土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡 高岡郡	高知県立日高特別支援学校 高知みかづき分校	高知県立日高特別支援学校本校	—

イ 学科

1学科のみ志望することができる。ただし、複数の学科を設置する特別支援学校を志望する者は、同一学校の第1志望以外の1学科を第2志望として出願することができることとする。

4 出 願 手 続

(1) 出願期間

令和8年1月19 日（月）から1月27日（火）まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校、義務教育学校又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

ア 学校

1校のみ志望することができることとする。ただし、下表に掲げる入学区域の者が高知みかづき分校又は高知しんほんまち分校を第1志望とする場合、下表のとおり第2志望及び第3志望を出願することができる。

入学区域	第1志望校	第2志望出願可能校	第3志望出願可能校
高知市	高知県立日高特別支援学校 高知みかづき分校	高知県立日高特別支援学校本校	—
		高知県立日高特別支援学校	高知県立日高特別支援学校本校
		高知しんほんまち分校	高知県立山田特別支援学校本校
	高知県立日高特別支援学校 高知しんほんまち分校	高知県立日高特別支援学校本校	—
南国市、香美市、 香南市	高知県立日高特別支援学校 高知みかづき分校	高知県立山田特別支援学校本校	—
		高知県立日高特別支援学校	高知県立山田特別支援学校本校
		高知しんほんまち分校	—
	高知県立日高特別支援学校 高知しんほんまち分校	高知県立山田特別支援学校本校	—
土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡 高岡郡	高知県立日高特別支援学校 高知みかづき分校	高知県立日高特別支援学校本校	—

イ 学科

1学科のみ志望することができることとする。ただし、複数の学科を設置する特別支援学校を志望する者は、同一学校の第1志望以外の1学科を第2志望として出願することができる。

(4) 必要書類 志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。 (5) 県外からの出願 県外から本県の県立特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。 5 選 考 検 査 (1) 選考検査日 <u>令和9年2月5日（金）</u> (2) 選考検査場所 出願先学校 (3) 選考検査内容等 ア 志願者の身体的、心理的諸検査及び面接を行う。なお、高等部については、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。 イ 日高特別支援学校高知みかづき分校については、学力検査、作業・運動能力検査、面接、行動観察を行う。 ウ 必要に応じて保護者面接を実施する。 (4) 追検査 検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって、検査に代えることができる。 追検査を希望する者は、<u>令和9年2月5日（金）</u>検査開始時刻までに、中学校長等を経由して志願先学校長に申し出、承認を得るものとする。実施期日、手続きについては志願先学校の定めによる。 各学校長は、追検査を実施する場合は特別支援教育課に報告する。 6 障 害 の 判 定 選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。	(4) 必要書類 志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。 (5) 県外からの出願 県外から本県の県立特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。 5 選 考 検 査 (1) 選考検査日 <u>令和8年2月6日（金）</u> (2) 選考検査場所 出願先学校 (3) 選考検査内容等 ア 志願者の身体的、心理的諸検査及び面接を行う。なお、高等部については、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。 イ 日高特別支援学校高知みかづき分校については、学力検査、作業・運動能力検査、面接、行動観察を行う。 ウ 必要に応じて保護者面接を実施する。 (4) 追検査 検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって、検査に代えることができる。 追検査を希望する者は、<u>令和8年2月6日（金）</u>検査開始時刻までに、中学校長等を経由して志願先学校長に申し出、承認を得るものとする。実施期日、手続きについては志願先学校の定めによる。 各学校長は、追検査を実施する場合は特別支援教育課に報告する。 6 障 害 の 判 定 選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。
--	--

7 合格者の決定 (1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。 なお、日高特別支援学校高知みかづき分校の志願者については、上記に加え、同分校の教育課程による学習の適性を判断して選考を行う。 (2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。 8 合格者の発表 (1) 幼稚部 学校長は、<u>令和9年3月2日（火）</u>午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、保護者あて通知をする。 (2) 高等部 学校長は、<u>令和9年3月2日（火）</u>午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。 (3) 高等部専攻科 学校長は、<u>令和9年3月2日（火）</u>午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。 9 出願期間外の取扱い（日高特別支援学校高知みかづき分校以外） (1) 特別支援学校の幼稚部 随時出願することができる。 (2) 特別支援学校の高等部 特別な理由がある場合、<u>令和9年3月2日（火）から3月15日（月）</u>までに出願することができる。 なお、日高特別支援学校高知しんほんまち分校については、定員に満たない場合のみ出願でき、4（3）に準じて第2志望を出願できるものとする。 ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び6により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判定された場合の再出願は認めない。	7 合格者の決定 (1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。 なお、日高特別支援学校高知みかづき分校の志願者については、上記に加え、同分校の教育課程による学習の適性を判断して選考を行う。 (2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。 8 合格者の発表 (1) 幼稚部 学校長は、<u>令和8年3月2日（月）</u>午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、保護者あて通知をする。 (2) 高等部 学校長は、<u>令和8年3月2日（月）</u>午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。 (3) 高等部専攻科 学校長は、<u>令和8年3月2日（月）</u>午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。 9 出願期間外の取扱い（日高特別支援学校高知みかづき分校以外） (1) 特別支援学校の幼稚部 随時出願することができる。 (2) 特別支援学校の高等部 特別な理由がある場合、<u>令和8年3月2日（月）から3月13日（金）</u>までに出願することができる。 なお、日高特別支援学校高知しんほんまち分校については、定員に満たない場合のみ出願でき、4（3）に準じて第2志望を出願できるものとする。 ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び6により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判定された場合の再出願は認めない。
---	---

(3) 選考検査 願書受付後、各学校において選考検査日を設定し、選考検査を実施する。 (4) 合格者の決定 合格者の決定については、7の定めに準ずる。 なお、合格者の発表等については、<u>令和9年3月2日（火）</u>以後に学校長が随時行うものとする。 10 日高特別支援学校高知みかづき分校の補欠合格及び再募集の取扱い (1) 補欠合格 合格者の発表後に、入学辞退者が生じた場合は、補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定するものとする。 ア 補欠合格候補者については、学校長が必要と認めた場合に、合格者の決定と同時に決定し、合格者の発表と同時に関係中学校長等あて通知する。 イ 補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定する場合は、<u>令和9年3月15日（月）</u>に関係中学校長等あて通知し、入学意志を確認のうえ、補欠合格者とする。 (2) 再募集 受検者が定員に達していない場合、又は合格者の発表後に補欠合格者を充ててもなお欠員が生じた場合は、再募集を行う。ただし、6により知的障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判断された場合の出願は認めない。 ア 再募集を行う場合の出願期間 <u>令和9年3月16日（火）から3月17日（水）</u>まで イ 選考検査日 <u>令和9年3月18日（木）</u> ウ 合格者の決定及び発表 合格者の決定については、7の定めに準ずる。 なお、合格者の発表等については、<u>令和9年3月23日（火）</u>午前9時に学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知する。	(3) 選考検査 願書受付後、各学校において選考検査日を設定し、選考検査を実施する。 (4) 合格者の決定 合格者の決定については、7の定めに準ずる。 なお、合格者の発表等については、<u>令和8年3月2日（月）</u>以後に学校長が随時行うものとする。 10 日高特別支援学校高知みかづき分校の補欠合格及び再募集の取扱い (1) 補欠合格 合格者の発表後に、入学辞退者が生じた場合は、補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定するものとする。 ア 補欠合格候補者については、学校長が必要と認めた場合に、合格者の決定と同時に決定し、合格者の発表と同時に関係中学校長等あて通知する。 イ 補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定する場合は、<u>令和8年3月13日（金）</u>に関係中学校長等あて通知し、入学意志を確認のうえ、補欠合格者とする。 (2) 再募集 受検者が定員に達していない場合又は、合格者の発表後に補欠合格者を充ててもなお欠員が生じた場合は、再募集を行う。ただし、6により知的障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判断された場合の出願は認めない。 ア 再募集を行う場合の出願期間 <u>令和8年3月16日（月）から3月17日（火）</u>まで イ 選考検査日 <u>令和8年3月18日（水）</u> ウ 合格者の決定及び発表 合格者の決定については、7の定めに準ずる。 なお、合格者の発表等については、<u>令和8年3月23日（月）</u>午前9時に学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知する。
---	---

11 その他

(1) 教育相談の実施

県立特別支援学校に出願しようとするものは、出願期間前に志願先の県立特別支援学校の教育相談を受けるものとする。

(2) 学力検査等の得点の口頭による開示の求め

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科別得点及び得点合計、出願期間外の取扱いによる選考検査及び高知みかづき分校再募集の選考検査において実施する学力検査の教科別得点及び得点合計

イ 口頭により開示の求めができる期間

選考検査の別	口頭により開示の求めができる期間
取扱要項5－(1)に示す、 令和9年2月5日(金)の選 考検査に関するもの	令和9年3月3日(水) 〃 令和9年4月2日(金)
取扱要項9－(3)に示す、 出願期間外の取扱いによる選 考検査に関するもの	「出願期間外の取扱い」による選考検査の 合格発表日の翌日から1か月間とする。
取扱要項10－(2)イに示 す、令和9年3月18日(木) の高知みかづき分校再募集の 選考検査に関するもの	令和9年3月24日(水) 〃 令和9年4月23日(金)

(注) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 口頭により開示の求めができる場所と時間帯

出願先特別支援学校（分校に出願した者については、当該分校）
午前9時から午後5時まで

エ 口頭により開示の求めができる者

受検生本人又は受検生の法定代理人

11 その他

(1) 教育相談の実施

県立特別支援学校に出願しようとするものは、出願期間前に志願先の県立特別支援学校の教育相談を受けるものとする。

(2) 学力検査等の得点の口頭による開示の求め

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科別得点及び得点合計、出願期間外の取扱いによる選考検査及び高知みかづき分校再募集の選考検査において実施する学力検査の教科別得点及び得点合計

イ 口頭により開示の求めができる期間

選考検査の別	口頭により開示の求めができる期間
取扱要項5－(1)に示す、 令和8年2月6日(金)の選 考検査に関するもの	令和8年3月3日(火) 〃 令和8年4月2日(木)
取扱要項9－(3)に示す、 出願期間外の取扱いによる選 考検査に関するもの	「出願期間外の取扱い」による選考検査の 合格発表日の翌日から1か月間とする。
取扱要項10－(2)イに示 す、令和8年3月18日(水) の高知みかづき分校再募集の 選考検査に関するもの	令和8年3月24日(火) 〃 令和8年4月23日(木)

(注) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 口頭により開示の求めができる場所と時間帯

出願先特別支援学校（分校に出願した者については、当該分校）
午前9時から午後5時まで

エ 口頭により開示の求めができる者

受検生本人又は受検生の法定代理人

オ 必要書類

(ア) 受検生本人の場合は、各選考検査の受検票

(イ) 法定代理人の場合は、各選考検査の受検票、受検生の法定代理人であることを確認するための書類（戸籍抄本など）及び法定代理人本人であることを確認するための書類（運転免許証など）

(3) その他必要な事項については、志願先学校所定の手続によるものとする。

オ 必要書類

(ア) 受検生本人の場合は、各選考検査の受検票

(イ) 法定代理人の場合は、各選考検査の受検票、受検生の法定代理人であることを確認するための書類（戸籍抄本など）及び法定代理人本人であることを確認するための書類（運転免許証など）

(3) その他必要な事項については、志願先学校所定の手続によるものとする。

Ⅱ 高知県立特別支援学校の高等部（訪問教育）への入学志願者の取扱いについて

訪問教育は、障害の種類及び程度が重度・重複等のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な生徒に対し、特別支援学校から教員を派遣し、1回2単位時間を標準とし、週当たりの訪問回数は、個々の生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して、学校長が適切に定めて教育を実施するものである。

1 出 願 資 格

障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、令和9年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの学齢生徒

2 募集学校、学部、定員等

学 校 名	学 部 等	学 年	定 員
高知県立山田特別支援学校 田野分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知若草特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
土佐希望の家分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立中村特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度

Ⅱ 高知県立特別支援学校の高等部（訪問教育）への入学志願者の取扱いについて

訪問教育は、障害の種類及び程度が重度・重複等のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な生徒に対し、特別支援学校から教員を派遣し、1回2単位時間を標準とし、週当たりの訪問回数は、個々の生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して、学校長が適切に定めて教育を実施するものである。

1 出 願 資 格

障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、令和8年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの学齢生徒

2 募集学校、学部、定員等

学 校 名	学 部 等	学 年	定 員
高知県立山田特別支援学校 田野分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知若草特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
土佐希望の家分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立中村特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度

3 入学区域

学 校 名	所 在 地	入 学 区 域
高知県立山田特別支援学校 田野分校	安芸郡田野町 1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
高知県立高知若草特別支援学校 土佐希望の家分校	南国市小籠 105 TEL 088(863)3882	香南市、香美市、南国市、長岡郡、 土佐郡
高知県立高知若草特別支援学校	高知市春野町弘岡下 2980-1 TEL 088(894)5335	高知市、土佐市、須崎市、吾川郡、 高岡郡（四万十町を除く）
高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町 1-2-25 TEL 088(843)1819	高知市
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀 3091 番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万十市、 四万十町、幡多郡

※ 医療機関等に入院している対象生徒については、地域性や指導の継続性等を踏まえ、必要に応じて特別支援学校間で調整を図る。

4 出願手続

(1) 出願期間

令和9年1月18日（月）から1月26日（火）まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校又は義務教育学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

2の特別支援学校のうち1校とする。

3 入学区域

学 校 名	所 在 地	入 学 区 域
高知県立山田特別支援学校 田野分校	安芸郡田野町 1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
高知県立高知若草特別支援学校 土佐希望の家分校	南国市小籠 105 TEL 088(863)3882	香南市、香美市、南国市、長岡郡、 土佐郡
高知県立高知若草特別支援学校	高知市春野町弘岡下 2980-1 TEL 088(894)5335	高知市、土佐市、須崎市、吾川郡、 高岡郡（四万十町を除く）
高知県立高知江の口特別支援学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町 1-2-25 TEL 088(843)1819	高知市
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀 3091 番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万十市、 四万十町、幡多郡

※ 医療機関等に入院している対象生徒については、地域性や指導の継続性等を踏まえ、必要に応じて特別支援学校間で調整を図る。

4 出願手続

(1) 出願期間

令和9年1月18日（月）から1月26日（火）まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校又は義務教育学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

2の特別支援学校のうち1校とする。

(4) 必要書類 志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。 (5) 県外からの出願 令和9年4月1日以降、高知県内に居住予定で県外から本県の県立特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。 5 選 考 検 査 (1) 選考検査日 <u>令和9年2月5日（金）</u> (2) 選考検査場所 出願先学校又は学校長が認めるところ (3) 選考検査内容等 ア 志願者の身体的、心理的諸検査及び面接を行う。なお、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。 イ 必要に応じて保護者面接を実施する。 6 障 害 の 判 定 選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。 7 合 格 者 の 決 定 (1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。 (2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。	(4) 必要書類 志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。 (5) 県外からの出願 令和8年4月1日以降、高知県内に居住予定で県外から本県の県立特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。 5 選 考 検 査 (1) 選考検査日 <u>令和8年2月6日（金）</u> (2) 選考検査場所 出願先学校又は学校長が認めるところ (3) 選考検査内容等 ア 志願者の身体的、心理的諸検査及び面接を行う。なお、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。 イ 必要に応じて保護者面接を実施する。 6 障 害 の 判 定 選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。 7 合 格 者 の 決 定 (1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。 (2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。
--	--

8 合格者の発表

学校長は、令和9年3月2日(火)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

9 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

この要項に定めるもののほか、特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱いに関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

付則

この取扱要項は、令和8年 月 日から施行する。

8 合格者の発表

学校長は、令和8年3月2日(月)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

9 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

この要項に定めるもののほか、特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱いに関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

付則

この取扱要項は、令和7年6月4日から施行する。

令和9年度 入学選考に関する日程について

1月	1	金	(元日)	2月	1	月	3月	1	月	合格者発表 出願期間外の取扱い A日程の検査実施日
	2	土			2	火		2	火	
	3	日			3	水		3	水	
	4	月			4	木		4	木	
	5	火			5	金		5	金	
	6	水			6	土		6	土	
	7	木			7	日		7	日	
	8	金			8	月		8	月	
	9	土			9	火		9	火	
	10	日			10	水		10	水	
	11	月	(成人の日)		11	木		11	木	
	12	火			12	金		12	金	A日程の合格発表
	13	水			13	土		13	土	
	14	木			14	日		14	日	
	15	金			15	月		15	月	B日程の出願期間 調査書等の提出期間(～17日) 補欠合格者の発表 (高知みかづき分校のみ)
	16	土			16	火		16	火	再募集を行う場合の出願期間 (高知みかづき分校のみ)
	17	日			17	水		17	水	B日程の志願先変更期間
	18	月	出願期間		18	木		18	木	B日程の検査実施日 再募集選考日
	19	火			19	金		19	金	
	20	水			20	土		20	土	
	21	木			21	日		21	日	(春分の日)
	22	金			22	月		22	月	(振替休日)
	23	土			23	火		23	火	B日程の合格発表 再募集合格者発表
	24	日			24	水		24	水	
	25	月			25	木		25	木	C日程の実施期間
	26	火			26	金		26	金	
	27	水			27	土		27	土	
	28	木			28	日		28	日	
	29	金						29	月	
	30	土						30	火	
	31	日						31	水	

※ 特別支援学校 ⇔
※ 高等学校 <----->